

## 道におけるプレミアムフライデー（H29年度）の取組について

### 1 趣旨等

道においては、職員の「働き方改革」に関する取組を通じて、長時間労働を見直すなど、職員のワークライフバランスの推進に向けて取り組んでいることから、プレミアムフライデーを、働き方やワークライフバランスを見つめ直すきっかけとして、休暇の取得促進や時間外勤務の縮減に取り組み、今後さらに、職員のワークライフバランスを推進することにより、職員の士気向上を通じた、行政サービスの維持・向上を図る。

### 2 取組内容

#### <基本方針>

- ◆ 職員のワークライフバランスの推進に資するため、休暇の取得促進及び時間外勤務の縮減（総労働時間の短縮）を重点的に推進。
- ◆ 上記を実現するため、各所属毎に、業務効率の向上が図られるよう働き方の見直しを徹底。

#### <取組内容>

項 目	取 組 内 容	備 考
実施期間	平成29年4月～平成30年3月	
対象職員	全職員（知事部局）	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎月最終週：「WLB推進重点週間」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 時間外勤務禁止週間（原則）</li> <li>◇ 休暇取得奨励週間                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の計画的遂行に向けたミーティング等の実施を徹底</li> <li>・年休等計画表の効果的活用</li> <li>・退庁管理の徹底</li> <li>・庁内放送による啓発（月・水・金曜日）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 毎月末金曜日：「WLB推進重点日」                             <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 全庁完全定時退庁日</li> <li>◇ 休暇取得強化日（1日、午後から、15時から等）</li> <li>◇ ノーネクタイ（カジュアル）デー</li> <li>◇ 育児・介護以外の理由による早出勤可能日                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・15時以降の会議開催を原則禁止</li> <li>・他部局等に対する照会、調査等の依頼を原則禁止（提出期限として設定するのも原則禁止）</li> <li>・プレ金利用実例の職員への情報提供</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>※ 金曜日を含む週を設定</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>

※ 「重点日」の取組については、交替制勤務等一律に実施が困難な職場においては、取組内容を参考に、年休取得促進や時間外勤務縮減に向けて、職場実態に応じた取組を行う。